

## やすぎ魅力発信事業仕様書

### 1. 業務の名称

やすぎ魅力発信事業

### 2. 目的

自然や歴史、文化、伝統など、安来市の地域資源を生かしたプロモーション動画を制作し、まちの魅力を広く発信することで本市の認知度向上と、アフターコロナを見据えた観光誘客並びに関係人口の促進を図る。また、若者の地元定着志向の向上を図り、定住へつながるきっかけをつくることを目的とする。

### 3. 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

### 4. 業務内容

(1) 作成する動画は、「市内および市外在住の20代女性」をターゲットとする。

質の高い映像と音楽による動画コンテンツとし、市外在住者に対しては安来市を訪れているようなイメージを疑似体験できる内容とする。市内在住者に対しては「住み続けたいまち」を感じることができる内容とする。若者世代はテレビ離れが進み日常の情報収集をSNSで行っている傾向があることから、市公式インスタグラムを通じて公開するなど効果的なプロモーションを展開することで、本市の魅力を知ってもらい関係人口の創出を図れるものとする。

ア プロポーザルの提案内容を基に本市と協議を行い、動画を制作すること。

イ 制作した動画は、本市公式インスタグラムで公開する予定のため、公開可能なものとする。

ウ 制作する動画は、安来市広報動画として以下の点に注意し制作すること。

- ・CinematicVlogを意識した動画とする。
- ・再生時間は概ね90秒程度の動画とし、概ね8本以上（市内在住者向け4本以上、市外在住者向け4本以上）とする。
- ・共通のタイトルおよびロゴなどを入れて統一感を持たせること。
- ・動画の使用期間は3～5年間は使用できるように配慮すること。
- ・肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分注意すること。

エ 動画に関連した本市の魅力発信ポスターを2種類以上（市内在住者向け1種類以上、市外在住者向け1種類以上）、製作すること。なお、発注部数に応じてかかる印刷代は本市が負担。

オ 動画ごとに適したBGMや効果音をつけること。

カ 撮影等の場所について、使用料などの費用が発生する場合は、受託者が負担すること。なお、本市の会議室など、本市が手配できる場所がある場合は、これを撮影等の場所として使用することを可とする。

キ 撮影に機材費や小道具費、移動費等が発生する場合は、受託者がこれを負担すること。なお、撮影場所は原則として、安来市内とする。また、必要に応じてドローン等を使用する場合は、その使用許可等は受託者が申請すること。

ク 納品前に本市職員同席のもとプレビューを行うこと。

ケ 納品するデータは、DVD（データ形式MP4、MOV）に複写して2枚提出すること。

(2) 独自提案として、仕様に定めることを超えて当該業務目的の達成に寄与する企画があれば提案すること。なお、SNS広告などの利用や拡散性を意識したプロモーションなどがあれば独自提案として提案すること。

(3) 上記(1)(2)の業務に関する本市との業務分担は次のとおりとする。

ア 安来市業務配下とするもの

- ・施設など撮影先との初期調整
- ・構成案への修正指示
- ・試案への修正指示
- ・SNS等での公開

イ 受託者の業務とするもの

- ・施設など撮影先との調整（初期以外）
- ・BGM、効果音の用意
- ・撮影に係る機材等一式の準備
- ・構成案の作成
- ・撮影、字幕などの画面制作、編集
- ・試案の作成
- ・データ納品
- ・独自提案

## 5 業務委託金額の上限

業務委託金額の上限は、5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

## 6 権利関係

(1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この仕様に定めのない事項については、本市及び受託者で協議の上、決定すること。

(3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

- (4) 本市又は本市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本市の承諾を得たものについては、この限りではない。
  - (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
  - (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
  - (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
  - (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) を、直ちに無償で本市に譲渡するものとする。  
本市は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
  - (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、本市または本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 7 個人情報の取り扱いについて 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

別記 「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、本市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、本市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、本市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに本市に返還するものとする。ただし、本市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 本市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。